

諮問庁：独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構

諮問日：令和3年12月28日（令和3年（独情）諮問第82号）

答申日：令和4年2月21日（令和3年度（独情）答申第69号）

事件名：「特定職員が発達障害者に対して構造化を行っていない事由及び根拠」等の不開示決定（存否応答拒否）に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙に掲げる文書1及び文書2（以下、併せて「本件対象文書」という。）につき、その存否を明らかにしないで開示請求を拒否した決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、令和3年9月2日付け3高障求発第327号により独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構（以下「機構」、「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った不開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求めるというものである。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書及び意見書の記載によると、おおむね以下のとおりである（資料は省略する。）。

（1）審査請求書

ア 本件開示請求文書は下記の二点である。

（ア）特定職員が発達障害者に対して構造化を行っていない事由及び根拠

【補記】特定職員は審査請求人に対して構造化を行っていない事由として「審査請求人がそれ（構造化）を好きだから」と言っている（資料7）。

（イ）特定職員が障害者に対して社会的障壁の除去を行っていない事由及び根拠

【補記】特定職員は審査請求人に対して社会的障壁の除去を行っていない事由として「世間一般論として、それ（補註：社会的障壁の除去）は認められない」と書いている（資料8）。

イ （中略）本件情報提供書において法5条1号を挙げているがこれには下記の除外条件がある。なお下記の下線は審査請求人による。

イ 法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報

ロ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

ハ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和二十二年法律第二百十号）第二条第一項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法第二条第四項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等の役員及び職員、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

ウ 本件開示請求文書は前述イのロ及びハに該当するのでこれ等を公開しないことは法5条1号に違反している。すなわち本件開示請求において特定職員による障害者に対する支援内容が不適切であることを問い質しているのでもまず障害者の「生活」（前述イのロ）に関わっていることは自明であり特に当該内容において障害者に対する虐待があればそれを公開しその罪科を問わなければならないという社会的意義もある。また当該内容が不適切であり障害者に対する虐待であるにしてもそれが「職務の遂行に係る情報である」（前述イのハ）ことも自明である。従って「当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」（同上）を開示しないことは前述したとおり法5条1号に違反している。

エ 次いで（中略）「存否不回答」と挙げているが（中略）「存在する」旨を既に回答しているので（資料5）これも違法である。

オ 最後に本件延長通知書についても論駁しておく。まず当該書において延長せざるを得ない事情が記載されておらず30日以内に開示手続きを完遂出来ていないので法10条1項に違反している。次いで延長出来る期間は30日以内であるにも関わらずそれを超過する日にちが記載されているので同条2項にも違反している（8月11日の30日後は9月10日であるにも関わらず9月13日と記載されている）。

（中略）

カ 以上のとおり原処分は違法であるので取り消されなければならない。

（以下略）

（2）意見書

本件理由説明書（下記第3）を下記の通り論駁する。

- ア 「受付日」について審査請求人は不知である。
- イ (略)
- ウ 「当該特定職員(中略)開示することになる」と書かれているがこれは法5条1号ハに違反している。すなわち「当該情報とその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」は開示(公開)義務対象であるので「当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」を開示(公開)しないことは明らかに開示(公開)義務違反である。(中略)
「当該特定職員の氏名」を挙げているがそれは本件公開請求対象でない。従って(中略)審査請求人がいかなる情報を公開請求しているのかについて理解出来ていないことになり(中略)。
- エ 「その存否を明らかにしない」と書かれているが(中略)資料5において特定個人が作成した障害者台帳が「存在する」ことを答えている(上記(1)エ)。もっとも当該台帳に本件公開請求対象が含まれているか否かについて審査請求人は不知であるが仮にそれが含まれていれば該当する当該台帳を本件公開請求文書として公開しろ。「当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」が公開義務対象であることは前述ウのとおりである。
- オ 「期日」と書かれているが正しくは「期限」である。
- カ 「受付を行った日」と書かれているが前述アのとおり審査請求人はそれについて不知である。
- キ 「60日とされており」と書かれているが法10条2項に定められている文言は「同項に規定する期間を三十日以内に限り延長することができる。」であるので「60日とされて」いない。また諮問庁がwebsiteにおいて公開している情報公開実施要領(資料9)においても「60日とされており」とする記述は何処にも書かれていない。(中略)
- ク 最後に本件諮問が失当であることについても論駁しておく。諮問庁がwebsiteにおいて公開している情報公開実施要領(資料10)によると諮問は「遅くとも90日を超えない」と定められているにも関わらず本件諮問は審査請求日から90日を超えているので明らかに失当である。ところで当該要領によると審査請求日から諮問するまでに90日を超えた事案について国民に公表するようであるのでそれに倣えば本件諮問はいずれ公表されることになる。
- ケ 以上のとおり原処分は違法かつ失当であるので取り消されなければならない。
- コ 補記
本件公開請求として構造化を挙げているのでそれについて補記して

おく。まずそれは諮問庁が w e b s i t e において公開している資料 2 に記載されているが他の論文として資料 1 1 も挙げておく。一方で（中略）資料 1 2 において「相談において構造化に関するコメントはできかねる」と書いておりこれは特定市が作成した資料 1 と完全に一致している。すなわち当該センター職員が構造化について c o m m e n t できなければ特定市がそれについて探索しても読み取れないことは自明である。そして審査請求人が問い質している内容こそが本件公開請求である。しかし（中略）これについて何一つ答えていないのでその結果が本件審査請求である。

（以下略）

第 3 諮問庁の説明の要旨

本件審査請求にあつては、以下の理由により原処分維持が適当であると考える。

令和 3 年 7 月 1 日付け（受付日同月 1 4 日）で審査請求人から法 4 条 1 項の規定に基づく本件対象文書の開示請求があつた。本件対象文書は、いずれも特定職員を名指しした上で、当該特定職員の行動に関する文書の開示を求めるものであり、これを開示した場合、当該特定職員の氏名という法 5 条 1 号の不開示情報を開示することになることから、機構は、審査請求人に対し、本件対象文書は、その存否を明らかにしないで開示請求を拒否すべき文書であることを情報提供するとともに、開示請求の取消しの意思を確認した。

審査請求人から期日までに取消しの申し出がなかったため、開示請求手数料の納付依頼を行った上で、開示決定等の期限の延長を行い、法 8 条の規定により、その存否を明らかにしないで不開示決定とした。

なお、審査請求人は、開示決定等の期間の延長について、延長を決定した同年 8 月 1 1 日から起算し 3 0 日の延長を行った場合、9 月 1 0 日が期限となることを踏まえ、通知された期限は、法定の期限である 3 0 日を超えているため違反していると主張している。この点に関し、延長の期間計算については、情報公開窓口において受付を行った日の翌日から起算して 6 0 日とされており、その期間の末日が機構の休日に当たる場合は、その翌業務日をもって期間が満了することとなる。本件延長については、上記期間計算を踏まえ、法定期限の範囲において延長を行っているものである。

以上のことから、当機構が法 8 条の規定に基づき、本件対象文書の存否を明らかにせず不開示決定とした原処分は妥当である。

第 4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 令和 3 年 1 2 月 2 8 日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受

③ 令和4年1月27日 審査請求人から意見書及び資料を收受

④ 同年2月15日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求は、本件対象文書の開示を求めるものである。

処分庁は、本件対象文書について、その存否を答えることにより、法5条1号の不開示情報を開示することとなるとして、法8条に基づき、その存否を明らかにせず本件開示請求を拒否する原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、原処分の取消しを求めているが、諮問庁は原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の存否応答拒否の妥当性について検討する。

2 存否応答拒否の妥当性について

(1) 本件開示請求は、いずれも特定個人の氏名を明示した上で、当該個人が機構の特定の業務を行っていない事由及び根拠の開示を求めるものであることから、その存否を答えることにより、当該特定個人が機構の職員として機構に在籍しているという事実の有無（以下「本件存否情報」という。）を明らかにする結果を生じさせるものと認められる。

(2) そこで、本件存否情報の不開示情報該当性について検討すると、本件存否情報は、特定個人の氏名が明示されていることから、法5条1号本文前段に規定する個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当すると認められる。

当審査会事務局職員をして諮問庁に対し、本件存否情報の公表慣行について改めて確認させたところ、諮問庁は、当該情報は公にされておらず、公にする予定もないとのことであり、さらに、職員録（独立行政法人国立印刷局編）を確認させたところ、同職員録には当該特定個人の氏名は掲載されていないと認められる。そうすると、本件存否情報は、法5条1号ただし書イに該当するとは認められず、同号ただし書ロ及びハに該当するとすべき事情も認められない。

したがって、本件対象文書の存否を答えることは、法5条1号の不開示情報を開示することとなるため、法8条の規定により、その存否を明らかにしないで、本件開示請求を拒否したことは、妥当である。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その存否を答えるだけで開示することとなる情報は法5条1号に該当するとして、その存否を明らかにしないで開示請求を拒否した決定については、当該情報は同号に該当すると

認められるので、妥当であると判断した。

(第5部会)

委員 藤谷俊之, 委員 泉本小夜子, 委員 磯部 哲

別紙 本件対象文書

1 文書1

特定個人と言う（略）（特定A障害者職業センターから特定B障害者職業センターに異動（出戻り））が発達障害者に対して構造化を行っていない事由及び根拠

2 文書2

特定個人と言う（略）（特定A障害者職業センターから特定B障害者職業センターに異動（出戻り））が障害者に対して社会的障壁の除去を行っていない事由及び根拠